

神奈川県重粒子線治療利子補給対象者認定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、神奈川県重粒子線治療利子補給金交付要綱第15条の規定に基づき、利子補給対象者の認定について必要な事項を定める。

(認定の申請)

第2条 利子補給を受けようとする者は、重粒子線治療決定日の後1箇月以内に、「重粒子線治療利子補給対象者認定申請書」(第1号様式)に次の書類を添付して知事に提出するものとする。

(1) 患者本人が申請者となる場合

- ア 重粒子線治療決定日報告書(第2号様式)
- イ 患者本人の住民票(発行後3箇月以内のもの)
- ウ 誓約書兼個人情報取得に関する同意書(第3号様式)
- エ (先進医療特約保険等の給付を受けている場合)給付額を証する書類
- オ その他知事が必要と認める書類

(2) 患者以外の者が申請者となる場合

- ア 前号に掲げる書類
- イ 申請者が患者と同一の世帯に属すること又は患者の親族であることを証する書類

2 知事は、前項第1号イの住民票により1年以上県内に住所を有していることが確認できない場合は、住所移転前の住民票または戸籍謄本附表の移転履歴の提出を求め、引き続き1年以上県内に住所を有していることを確認するものとする。

3 申請者が、本人の責めに帰さない等のやむをえない理由があると認められる場合には、第1項に定める申請期間の経過後であっても、「重粒子線治療利子補給認定申請遅延理由申出書」(第4号様式)を提出することにより、申請できるものとする。

(認定の通知)

第3条 知事は、前条による申請書を受理したときは、速やかに審査し、利子補給対象者認定の可否について「重粒子線治療利子補給対象者認定通知書」(第5号様式)または「重粒子線治療利子補給対象者不認定通知書」(第6号様式)により通知するものとする。

2 前項の認定書による認定の有効期限は、認定書交付の日から1箇月間とする。

(変更事項の届出)

第4条 第2条の申請書を提出した後、住所、氏名等に変更が生じたときは、「重粒子線治療利子補給対象者認定変更事項届出書」(第7号様式)に関係書類を添付して知事にその旨を届け出なければならない。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成28年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年3月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和3年11月1日から施行する。
- 2 この要領による改正前の要領に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

- 1 この要領は、令和4年6月1日から施行する。
- 2 この要領による改正前の要領に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。